

空き家の話 ～あさひかわ～

2020.04.30

**空き家の所有者等には
管理責任があります！**

建物の倒壊，部材の飛散，屋根からの落雪等によって，被害を及ぼした場合，損害賠償などの管理責任が問われることも…

適切な管理が必要！

空き家は適切に管理しましょう。そうすることで，建物の老朽化を防ぐことや損害賠償などのリスク軽減につながります。

空き家を活用！

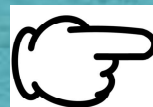
リフォームして自分で住んだり，借家にしたり，売却する等の利活用を建設会社さんや不動産業者さんに相談しましょう。

空き家を解体！

空き家を管理，活用することが難しい場合には解体等の処分も一つの方法です。解体業者さんに相談しましょう。

相続手続きを！

空き家の所有者が亡くなった場合は，速やかに相続登記をすることが大切。時間が経つと手続きが困難になり，売却や解体がスムーズにできないことも…



相談窓口(空き家を持っていてお困りの方)

【相談無料】

不動産に関する一般的な相談 (公社)北海道宅地建物
取引業協会旭川支部 **0166-39-2323**
毎週火曜・木曜 13:30~16:30

【相談無料】

登記・相続・債務整理・青年 旭川司法書士会 **0166-51-7837** ※要予約
後見等についての相談 (司法書士による相談) 受付時間:毎週月~金曜(祝除) 10:00~16:00
相談時間:毎週火曜・木曜 17:00~19:00

【相談無料】

①日常生活全般の相談 市民相談センター **0166-26-1998** ※要予約
②弁護士による無料法律相談 ①毎週月~金曜(祝除) 8:45~17:15
②第1~第4木曜 13:00~16:00

【相談無料】※条件あり

法律相談全般 法テラス旭川 **050-3383-5566**
毎週月~金曜(祝除) 9:00~17:00

相続・裁判・法律等の相談 旭川弁護士会 **0166-51-9527** ※要予約
毎週月~金曜(祝除) 9:00~17:00

空き家バンクへの登録, 空き 北海道 **011-642-4422**
家の売買, 利用相談 宅地建物取引業協会

相談窓口(空き家から被害を受けてお困りの方)

空き家全般に関すること 建築指導課 **0166-25-8561**
(建築物に関する相談) (空き家担当)
※上記法律相談等も有効

草木の繁茂 環境総務課 **0166-25-5350**
(空き地含む) (環境保全係)

ごみ・不法投棄等 環境指導課 **0166-25-6369**
(廃棄物指導係)

道路への落雪, 草木の道路へ 土木管理課 **0166-25-5375**
の越境等により通行に支障が (道路占用係)
ある等

ネズミ・害虫等の相談 動物愛護センター **0166-25-5271**
キツネ対策等の相談 (あにまある)

緊急時：倒壊，部材の飛散など，危険が差し迫っている場合は速やかに消防(119)に連絡を！